

長第 04230001 号  
令和 2 年 4 月 23 日

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者  
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者  
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者  
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者  
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者  
各和歌山県所管介護医療院管理者  
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長  
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長  
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者  
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅管理者

様

和歌山県福祉保健部  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

#### 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応について（周知徹底）

新型コロナウイルスの感染防止対策の適切な実施について、感謝申し上げます。

さて、全国の医療機関、障害者施設、高齢者施設で、相次いで大規模な施設内感染事例が報告されており、加えて、4月22日、本県の事業所においても、新型コロナウイルス陽性患者の報告がありました。

さらに、4月23日、和歌山県新型コロナウイルス対策本部（本部長：和歌山県知事）から、「緊急事態宣言が発出されたことに伴う県民の皆様へのお願い（第4弾）」が発表されました。

URL：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204024.html>

各施設等におかれましては、これまで厚生労働省からの通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取組を徹底していただいているところですが、今般の感染者発生事例、知事からの要請及び厚生労働省からの再徹底の通知（別添のとおり）に基づき、改めて特に下記の事項に留意した上で、引き続き、油断することなく、手洗い、消毒、咳エチケット等感染予防対策を適切確実に実施いただきますようお願いいたします。

また、高齢者施設等における新型コロナウイルスへの対応について、厚生労働省から下記のとおり通知されたので、内容についてご了知いただくとともに、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### ○ 高齢者施設等における留意事項

- ・ 面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き制限してください。
- ・ 職員の出勤前、利用者のサービス利用前の検温を徹底し、発熱や体調不良等の症状が認められる場合は、出勤及びサービスの利用を行わないことを徹底してください（特に通所介護等で送迎を行う職員・利用者等を含む全ての職員に徹底してください。）。
- ・ 県では、大型連休中の本県への帰省及び県外への帰省について、強く自粛を要請しています。職員、利用者及びその家族等関係する者全てに対し周知願います。また、それ以外の期間につきましても、県外からの

訪問者の受入れについては、自粛をお願いします。

- ・ 施設への新規入所がある場合、入所までの間、発熱等の健康チェック及び健康管理をお願いするとともに、入所までの4日間で発熱等の症状が認められる場合は、入所を見合わせるなどの対応を検討してください。
- ・ 職員及び利用者が新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けた場合は、速やかに指定権者（下記）へ報告してください。

（参考）

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡）のP5、P13、P18「情報共有・報告等の実施」

## ○ 厚生労働省からの通知

**1 介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について**（令和2年4月21日付け厚生労働省事務連絡）（1ページ）

**2 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめについて**（令和2年4月20日付け厚生労働省事務連絡）（1ページ）

県介護サービス指導室  
TEL : 073-441-2527（直通）

## 緊急事態宣言が発出されたことに伴う県民の皆様へのお願い（第4弾）

### ～ 施設の休業要請について ～

県では、これまで、「不要不急の外出」、「接待を伴う飲食店への外出」、「県外からの訪問者の受入れの自粛」の3つの観点から、それぞれ県民・事業者の皆様に対してご協力をお願いしていましたが、県外からの感染移入が多いことを踏まえ、感染拡大防止のためには県外との交流自粛が要となるとの認識の下、法律に基づく休業要請を行うこととしました。

これまでにお願いした内容に加え、改めて下記のことについてご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 不要不急の外出自粛の継続

- (1) 「3つの密」が重なるような場所への外出の自粛をお願いします。  
特に、繁華街の接待を伴う飲食店等の利用は厳に自粛を要請します。
- (2) 咳や発熱などの症状がある場合は、通勤等であっても、決して無理をして外出しないようお願いします。
- (3) 生活用品の買い出しなど生活維持のための外出についても、必要最低限の人数で行うなど、できる限り人と人との接触機会を少なくするようお願いします。
- (4) その他一般的に、外出については、必要性をよく考え、どうしても今日必要ではない外出は、先に延ばしていただくよう自粛をお願いします。
- (5) 緊急事態措置の期間中、県外への不要不急の往来の自粛をお願いします。
- (6) 県外へ通勤している方については、できる限りテレワークを活用するなど、往来のレベルを下げていただきますようお願いいたします。  
なお、勤務先において、在宅勤務や時差出勤制度の活用について理解が得られないなど、お困りの方は、  
《商工観光労働総務課 073-441-2725》（平日9:00～17:45）  
にご相談ください。
- (7) 県外への通院であっても、医療機関と相談の上、直接受診を減らすなどの工夫を行い、できる限り、県外への往来自粛をお願いします。

#### 2 営業自体の自粛の法的要請等

- (1) 4月25日（土）午前0時から、緊急事態措置が出ている間、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項に基づいて休業要請を行います。  
休業要請を行う施設のカテゴリーとしては、  
「遊興施設」、「劇場等」、「集会・展示施設」、「運動・遊技施設」、「文教施設」、「大学・学習塾等」、「博物館等」、「ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）」、「商業施設」  
です。  
具体的な対象業種については、和歌山県ホームページに掲載しております。

(2) 「特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設」については、(1)の施設以外にも県外からの観光客の来訪が予想される施設としています。

法律に基づく休業要請は行いませんが、県外からの訪問客の受入について強く自粛を求めます。また、県外からの予約等があった場合、旅行の自粛を働きかけるなど強力な取組をお願いします。

(3) 協力が得られないような場合には、速やかに一層の強力な法的措置などをとることも検討いたします。

### **3 県外からの訪問者の受入自粛の徹底**

(1) 2(2)の施設以外にも、観光・レジャー向けの施設の皆様には、県外からの利用予約があった場合は、相手方に対して旅行の自粛を働きかけるなどの取組をお願いします。

(2) その他の場合でも県民の皆様におかれては、今一度、それぞれの業務の中で、県外からの訪問がないかどうかにご注意いただき、業務を調整するなどして、県外からの訪問者の受入自粛をお願いします。

### **4 その他の県外との往来の自粛**

(1) 緊急事態措置の期間中、県外への不要不急の往来の自粛をお願いします。

(2) 県外へ通勤している方には、できる限りテレワークの活用などをお願いします。

なお、勤務先において、在宅勤務や時差出勤制度の活用について理解が得られないなど、お困りの方は、

《商工観光労働総務課 073-441-2725》(平日 9:00~17:45)

にご相談ください。

(3) 県外への通院であっても、医療機関と相談の上、直接受診を減らすなどの工夫を行い、できる限り、県外への往来自粛をお願いします。

(4) 和歌山県外から帰省された方及び転勤された方には、2週間の自宅待機とともに、「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への連絡をお願いします。

県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル 電話 073-441-2170

FAX 073-431-1800

インターネット <https://shinsei.pref.wakayama.jp/DDmPME3L>

(5) ご近所に、県外から帰省や転勤された方がいらっしゃる場合は、このことについてお伝えし、登録をお勧めしてください。その際、それが難しい場合は、直接、連絡ダイヤルにお知らせいただいても結構です。

### **5 大型連休期間中の帰省の自粛**

(1) 大型連休中の本県への帰省については、強く自粛をお願いします。

(2) 大型連休中の県外への帰省についても、強く自粛をお願いします。

(3) やむを得ず、大型連休中、帰省により本県に戻られた方、または県外に帰省した後、県内に戻られた方は、2週間の自宅待機とともに、「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への連絡をお願いします。

(4) ご近所で、県外から帰省された方がいらっしゃる場合は、このことについてお伝えし、登録をお勧めしてください。その際、それが難しい場合は直接、連絡ダイヤルにお知らせいただいても結構です。

### **6 集団生活を行っている施設へのお願い**

(1) 職員(調理従事者含む。)はマスクを着用し、手洗いや手指消毒を徹底してください。健康状態について自己検温や健康観察を促し、異常があれば、業務に従事しないようにしてください。

- (2) 食事については、ビュッフェスタイルではなく、個別の盛り付けとしてください。
- (3) 入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で嘱託医などに相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に報告してください。
- (4) 面会については、施設内に入らないようにして対応してください。

## **7 学校の休業**

- (1) 県立学校については、5月6日まで休業します。
- (2) 市町村等に対しても、幼稚園（預かり保育を除く。）、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について、同様の措置を要請しています。

## **8 事業者等への救済の徹底**

県では、新型コロナウイルス感染症対策により影響を受け困っている方に対しては、全力で支援・救済することとします。

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（担当課室）			
危機管理・消防課 電話（直通）	小川、撫養（むや） 073-441-2273	健康推進課	藤戸・並川
災害対策課 電話（直通）	楠本、平田 073-441-2261	電話（直通）	073-441-2657

事務連絡  
令和2年4月21日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の  
再徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素よりご尽力をいただいておりますこと、感謝申し上げます。

介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところである。

これらも踏まえ、介護サービス事業所等においては、既に新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取組を進めて頂いているところであるが、新型コロナウイルス感染症が発生している事例があることから取組の再徹底をお願いしたい。その際、感染の疑いについてより早期に把握することが、感染拡大を防止する観点から重要であることから、

- ・ 利用者に対しては、日頃から健康状態や変化の有無等の把握（例えば、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認、複数の事業所を利用している場合における事業所間の情報共有等）
- ・ 職員に対しては、出勤前の体温計測と発熱等の症状が認められる場合に出勤を行わないことの徹底（例えば、出勤前の体温計測に加え、事業所等に立ち入る前の再度の体温計測の実施等）

を行うこと。

あわせて、一人でも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がでた場合は、速やかに保健所に報告すること。

事務連絡  
令和2年4月20日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

今般、これまでお示ししてきた「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」について、まとめたページを厚生労働省 HP 上に掲載（下記リンク）いたしましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

記

- 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめページ  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>